

新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画（案）

本編

第 11 回

新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会 資料

（平成 23 年 1 月 20 日）

はじめに（案） -P.1

．市民参加方式と施設基本計画（案）策定の方針 -P.2

．基本仕様 -P.4

- 1．焼却施設
- 2．不燃・粗大ごみ処理施設
- 3．地球温暖化対策

．施設配置・動線計画の指針 -P.8

- 1．施設配置
- 2．動線計画

．生活環境影響調査計画 -P.9

- 1．調査計画
- 2．実施スケジュール
- 3．調査項目

．新施設の建設に係る概算事業費及び事業手法 -P.11

- 1．事業主体
- 2．概算事業費
- 3．事業手法（整備運営）
- 4．モニタリング方法

．‘まちに溶け込む次世代型市民施設’ -P.13

個別事項の詳細な検討については「資料編」をご覧ください。

はじめに

今回は、「はじめに」において表明すべき骨組みを考えます。委員の方々より自由な意見・キーワードをいただき、そのエッセンスを盛り込んだ「はじめに」を委員長・副委員長・事務局などで案を作成し、次回委員会で協議します。

1 / 13（木）作業部会で抽出された意見・キーワード

【全体構成】

- ・ 憲法の前文のように、基本計画案で大事にされてきた内容が分かるように書く。
- ・ 「歴史的経緯」「市民参加方式の新しい段階であること」「廃棄物（環境）マネジメントの一環であるということ」「将来に向けた決意表明」という構成にする。

【歴史的経緯】

- ・ どんなことをこれまでやってきたか（歴史、これまで武蔵野市は先進的なことをやってきた）。
- ・ どうして建て替えになったか（前回の検討委員会を経て当委員会に至る経過）。
- ・ 周辺住民の背負っているものと、全市民で考えるようにならないといけないごみのこと。

【市民参加による専門的事項を検討することの意義】

- ・ 運営協議会の役割・位置づけ。蓄積されたもの（歴史的経過？）。
- ・ 「クリーンむさしのを推進する会」の活動（ごみ減量）。
- ・ 新しい市民参加のあり方を示したということ（新武蔵野方式：今までと違う市民参加方式、苦情・陳情レベルではなく市民委員が決定した）。

【廃棄物（環境）マネジメントの一環】

- ・ ごみ処理施設の計画だけを行った訳ではない
- ・ 環境に対して厳しくすることだけを目指したのではなく、市民自らが安全・安心、経済性などを考えて決めたもの（白煙防止の話）。
- ・ 地球規模で判断している。武蔵野市内という小さいことではない（煙突の話）。
- ・ リサイクルすることに対する費用負担とその意味。2Rについて。（容器リサイクル法関係）
- ・ 減量目標は達成しそうだが、市民一人一人が周辺住民の思いを理解し、協調すべき。

【将来に向けた決意表明】

- ・ 非焼却を目指しているという決意。
- ・ 将来の分散化や多摩地域での協力・協働・一元化を目指していること。
- ・ 廃棄物処理施設を計画する時の方法として全国にPRできる、一石を投じるものである。

市民参加方式と施設基本計画（案）策定の方針

市民参加方式

（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会（以下「まちづくり検討委員会」という）の提言を受け、「市の基本的な考え方（平成 21 年 12 月）」において、周辺住民の方のご理解とご協力を得て、現施設東側に新施設を建設することになった。これを受けて、平成 22 年 2 月に当委員会を設置し、施設の基本仕様、環境影響調査計画、事業手法の 3 点を検討することとなった。この検討事項は多分に技術的な要素となるが、まちづくり検討委員会の「市民参加方式」の考え方を継承し、当委員会は、専門家の助言を受けながら市民参加方式で検討を進めてきたものである。

施設基本計画（案）を策定するに至った経緯や大事にした精神は「はじめに」にて明記したところであるが、ここで施設基本計画（案）策定の方針とした 4 点を示す。この 4 点を 1 章から 4 章における各項目の判断基準とした。

1. ごみ減量と資源化率の向上

武蔵野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 20 年 3 月改定）（以下「ごみ処理基本計画」という）では、「環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す」を基本理念に掲げ、市民、事業者、行政のパートナーシップのもと、ごみ減量と資源化率の向上や環境負荷の低減、処理コストの抑制を目指している。この計画では、平成 19 年度の焼却ごみ量（35,612t/年）を、平成 29 年度には 30,607t/年とする厳しい目標値を設定している。そのため、全市民的な取り組みとして、ごみの減量と資源化率の向上は必須となっている。今後の市民、事業者、行政のパートナーシップでの目標値達成の取り組みを強く要望するとともに、新施設においてはごみ減量および分別について広く発信し、排出されたごみの資源化率の向上についても推進するものとする。特に、減量（Reduce）と再使用（Reuse）が 3 R の上位に来ることを重視し、ごみの総量を少なくするための施策の推進を求める。

2. 地球温暖化対策

新施設は、厳しい環境基準を設定し、周辺環境の保全に重点を置くことを前提としながら、環境負荷の削減をテーマにした施設づくりを展開することで、地球温暖化による CO2 削減のため、循環型社会形成を目指すことを最優先とする。

3. まちに溶け込む次世代型市民施設

新施設は、現施設以上に景観へ配慮するとともに、厳しい環境基準を遵守しつつ、周辺環境の保全により、安全で、地域に溶け込み、「周辺地域のまちづくりの核」となる施設づくりをめざす。また、環境について積極的に発信し、創造していく拠点となるべきとする。

．基本仕様

1 ．焼却施設

（１）計画ごみ量（焼却処理量） ...資料編 P.2-3

- ・ 計画ごみ量は 30,607t / 年とする。

検討の経過

施設規模を決定する上で前提となる「ごみ減量」の実現可能性について、深く議論を行った。市が責任を持って、市民・事業者とともにごみ減量を実行することにより、平成 19 年度策定のごみ処理基本計画に基づいて計画する事とした。なお、平成 19 年度のごみ量 35,610 t/年が平成 21 年度実績では 32,323t/年となり減量が進んでいるが、事業系ごみ量の減少が顕著であり、家庭系ごみ量についてはゆるやかな減少となっている。今後もさらなるごみ減量、資源化の取り組みが必要である。

（２）計画ごみ質 ...資料編 P.3-6

- ・ 計画ごみ質は、基準ごみ 9,300kJ/kg（平均値）とし、低質ごみ（下限値）6,000kJ/kg、高質ごみ（上限値）13,500kJ/kg とする。

検討の経過

現施設の建設当時のごみ質（ごみ発熱量/基準ごみ 6,2794kJ/kg）と比べて、1.5 倍に上昇し、燃えやすいごみとなっている。これまでの推計から平成 29 年度に予想されるごみ質を基準とし、将来ごみ質がさらに変化しても対応できるように下限値及び上限値を設定することとした。

（３）焼却施設の規模 ...資料編 P.7-10

- ・ 施設の規模は、計画ごみ量（焼却処理量）を踏まえて、約 120t/日とする。

検討の経過

設定しているメンテナンス期間が適正であるか等を確認した。また、災害廃棄物の処理について検討を行ったが、ごみ減量を推進する状況の中でごみ処理施設を過剰な規模に設定する事は望ましくない事や、大規模災害が発生した場合には本市のみで対応することは現実的ではない事等から、広域での協力を要請しつつ、ごみ減量の実現による処理能力の余裕の部分で対応することとした。

（４）炉形式及び焼却残渣の処理 ...資料編 P.11-12

- ・ 炉形式は、安全性・安定性・実績等の観点からストーカ炉とし、焼却残さは「東京たまエコセメント」で資源化する。

検討の経過

ストーカ炉は現在最も採用されている炉形式であり、技術的な信頼性が高い。また、東京たま広域資源循環組合で製造されたエコセメントが全量使用されており、本市のごみ埋め立て処分ゼロを維持するため等の観点から「ストーカ炉 + エコセメント化」方式を継続することを確認した。

（５）炉構成・ごみピット容量

…資料編 P.13

- ・ 炉構成は、２炉構成とし、ごみピット容量は６日分とする。

検討の経過

施設規模 120t/日で想定される炉数は 1～3 炉である。1 炉の場合は補修点検のための休炉期間や故障時の対応が困難である。3 炉の場合は発電効率が低くなることや機器の増加により建築規模が大きくなってしまふことなどから不利である。よって、施設規模 120t/日であるため、補修点検時のごみピット必要量（６日分）、発電効率、建築規模などから 2 炉構成とすることを確認した。

（６）排ガス自主規制値

…資料編 P.14-15

- ・ 排ガス自主規制値は「東京二十三区清掃一部事務組合」及び「ふじみ衛生組合」が採用している全国で最も厳しい自主規制値と同等とする。

検討の経過

現施設は、都心部に位置し住宅も近接しているという立地状況を鑑み、当時において極めて進歩的な水準で排ガス自主規制値を設定した。新施設においては、都市化がさらに進んだ現状や、当委員会では「安全・安心」を最大限重視し、下表のとおり全国で最も厳しい自主規制値とした。

項目	単位	法規制値 1 (大気汚染防止法等)	新施設 自主規制値(案)	現施設 自主規制値
ばいじん	g/m ³ N	0.08 以下 (焼却能力 2～4t/h)	0.01 以下	0.03 以下
いおう酸化物(SO _x)	ppm	105 程度 (k 値 = 1.17)	10 以下	30 以下
窒素酸化物(NO _x)	ppm	250 以下	50 以下	150 以下
塩化水素(HCl)	ppm	430 以下 2	10 以下	25 以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1 以下 (焼却能力 2～4t/h)	0.1 以下	1 以下

一酸化炭素の数値は、運転管理上の数値を設定し、自主規制値としては設定しない。

（７）排ガス処理設備

…資料編 P.16-20

- ・ 排ガス処理設備は、地球温暖化対策と経済性、排ガス処理能力、管理の容易さなどの総合的観点より乾式とする。

検討の経過

現施設の排ガス処理方式は、その当時、全国で最も厳しい自主規制値をクリアするため、湿式処理を採用した。その後、技術革新により、乾式処理においても現在における全国で最も厳しい自主規制値をクリアすることができるようになり、当委員会において湿式、乾式処理の優位性を検討した。その結果、排ガス処理方式について、「安全・安心」の観点から設定する全国で最も厳しい自主規制値をクリア出来るのであれば、発電効率向上やエネルギー節約による地球温暖化対策、コスト（建設費・運営費）削減、施設規模を出来る限り小さくするなど、総合的観点から乾式処理を選択することとした。

（８）白煙防止装置について（暫定 アンケート結果後確定） ...資料編 P.21

- ・ 白煙防止装置は、地球温暖化対策や経済性などの観点から設置しない方向で検討を進める。

検討の経過

現施設においては、施設のイメージを和らげるために、煙突から出る排ガスに含まれる水分が凝結して白く見えることを防ぐ白煙防止装置を設置している。しかし、白煙防止装置は排ガスに過熱した空気を混入するだけのものであり、排ガスの成分に影響は無い。国は、近年問題になっている地球温暖化対策の一環として、白煙防止装置に使うエネルギーを発電に使った方が良いという方針を打ち出している。また、この設備を付けないことで、新しい施設の建設費もそれだけ安くなり（白煙防止装置約１億円）発電効率を上げることもできるため、運営費も節約でき、地球温暖化対策に熱心な施設として国からの交付金も多くなる（約５億円増）ただし、周辺住民への景観の配慮から設置したという過去の経緯から、白煙防止装置停止実験を実施（平成２２年１２月）し、アンケート結果を踏まえて、慎重に設置の有無を検討する。（結果に基づき最終判断し文章追記）

（９）煙突高さについて ...資料編 P.22-27

- ・ 煙突高さは59mとし、現施設の煙突を再利用する。

検討の経過

煙突が高ければ排ガスの拡散効果は高くなるが、あまり高いと周辺の風景に馴染まず、圧迫感が感じられ、建設コストも高くなるという事で、適切な高さについての議論が行われた。「安全・安心」が前提条件としてある中で、主に現施設の煙突高さである59mと「ふじみ衛生組合」などで採用されている100mの煙突高さを比較した。その結果、100mの煙突を採用している「ふじみ衛生組合」（288t/日）や練馬清掃工場（500t/日）などと比べて新施設の焼却ごみ量（120t/日）は少なく、排ガスの総量も少ないこともあり、当委員会の提案する排ガス自主規制値の範囲内であれば、拡散効果の違いによる環境への影響は煙突高さによって相違がないという結論に至った。59mよりもさらに煙突を低く出来ないかという議論もあったが、周辺の建物が高層化してきていることから、59mが適切であるとした。

また、調査の結果、現施設の煙突（外筒）を継続利用できる事が確認された。そのため、建築廃棄物やコストの削減、景観の保全などの観点から現施設の煙突（外筒）を補強、内筒を交換し、継続利用するものとした。

したがって、現施設の煙突を再利用することから、煙突高さ59m、同じ場所での配置となる。

2. 不燃・粗大ごみ処理施設

（１）不燃・粗大ごみ処理施設の規模 ...資料編 P.28

- ・ 不燃・粗大ごみ処理施設の規模は、10t/5h とする。

検討の経過

以前には約8,000t/年搬入されていた不燃・粗大ごみであるが、その後、段階的にリサイクル処理が進み、また破碎・選別処理後の残さを焼却することから、不燃・粗大ごみ量が2,000t/年と激減している。現施設においては、不燃・粗大ごみ処理施設の規模は、50t/5hとしているが、処理量が激減していることから、10t/5hを新施設の処理量とすることを確認した。

（２）不燃・粗大ごみ処理設備

...資料編 P.29-30

金属物が付いている不燃・粗大ごみを破碎・選別処理する。（手作業による粗大ごみ解体の廃止）
 ピットアンドクレーン方式を継続する。
 高速回転破碎機と低速回転破碎機を併用する。
 回転ドラム式粒度選別機、磁選機・アルミ選別機による機械選別とする。
 手選別工程を廃止（自動化）する。

検討の経過

不燃・粗大ごみ処理設備についても、前提条件は「安全・安心」であり、爆発事故等が起きにくい設備が必要とされた。その上で、資源回収率の向上と作業環境の改善に関心が寄せられた。低速回転破碎機と高速回転破碎機を併用することにより、爆発事故の発生を抑制するとともに、資源回収率を損なう事なく人の手による粗大ごみの解体と非鉄金属の回収を無くして作業環境の改善を図るべきことを確認した。

3．地球温暖化対策

（１）地球温暖化対策としての効率的な発電・蒸気利用および二酸化炭素排出削減について

...資料編 P.31

- ・ 地球温暖化対策に寄与する施設として、蒸気を出来る限り効率よく利用するため、ごみ発電を導入する。また、新エネルギー、屋上緑化などの導入を検討する。

検討の経過

現施設において、蒸気を利用して施設内・市役所・体育館の冷暖房、温水プールの熱源等としているが、そのほとんどが日中のみの利用であり、また季節によって利用量が異なるため、利用率は低い。

そのため、新施設においてはごみ発電を採用し、発生する蒸気の全てを発電に利用することにより、二酸化炭素排出量の削減に寄与する施設になるべきとする。また、発電用蒸気タービンの排熱を利用して、市営プール及び第四中学校プールの温水を加熱し、循環させることも検討する。発電された電力は、主に新施設内動力で利用することになるが、余剰電力については、電力会社へ売電を行うのか、近隣公共施設（本庁舎・総合体育館他）へ電力供給を行うのかなどについて今後検討していく。さらに、ごみ発電にプラスして、新エネルギー（太陽光発電など）、屋上・壁面緑化などの導入により、環境負荷の低減を出来る限り図ることを確認した。

（２）地球温暖化対策に資する高効率な運転制御、設備、方式の導入について

...資料編 P.32

- ・ 省エネルギー・地球環境の保全の観点から、高効率な運転制御が可能な設備・方式を積極的に採用する。

検討の経過

新クリーンセンターにおいて、高効率な運転制御が可能な設備・方式を導入し、省エネルギー化を積極的に図ることを確認した。

施設配置・動線計画の指針

1. 施設配置

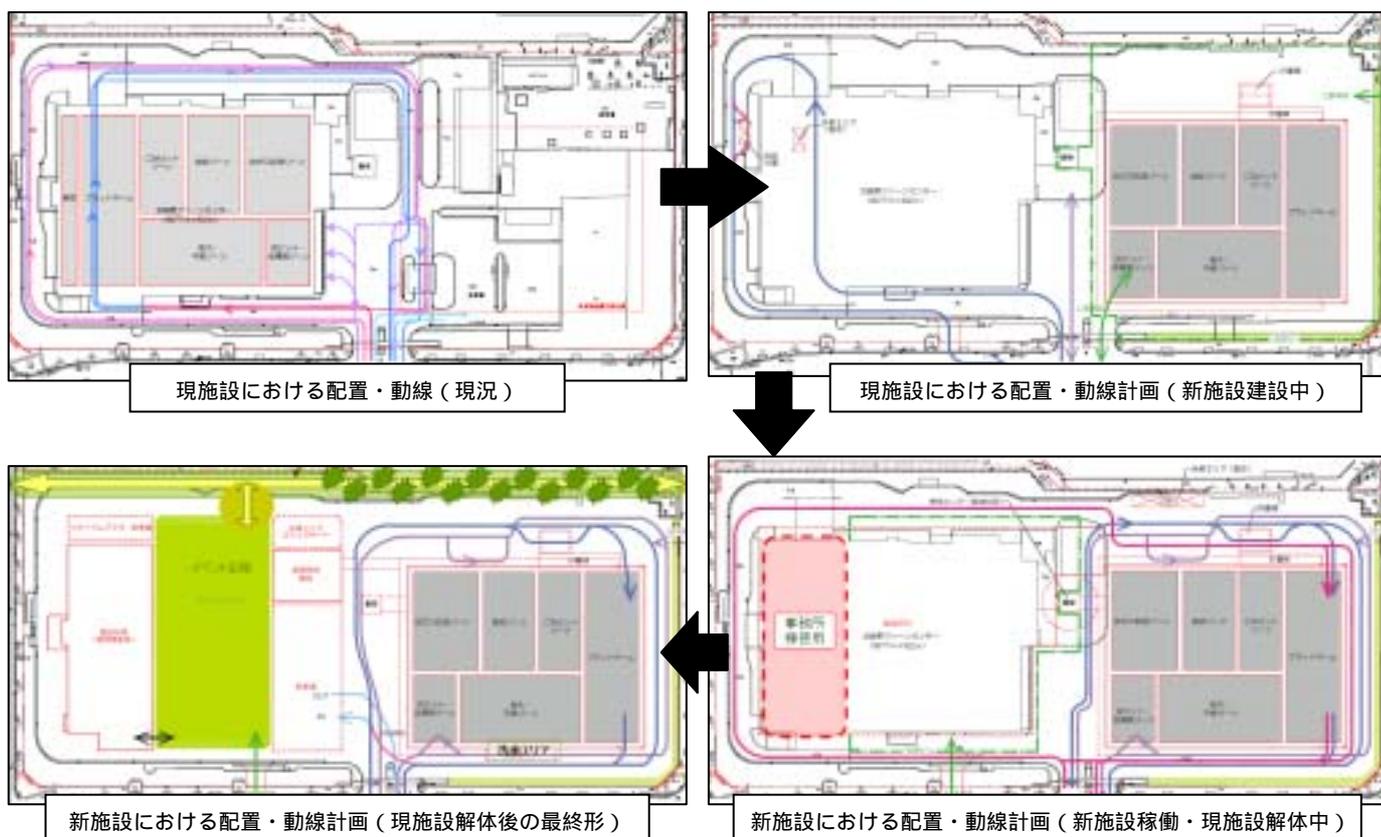
…資料編 P.33

- ・ 新施設の全体配置は周囲の影響を考慮して、都市計画で定められた範囲において、敷地内の東側とし、現施設より北側へ寄らない配置とする。
- ・ 新施設は、既存煙突（外筒）を再利用することとし、プラント設備の配置計画を行う。プラント設備はメンテナンス性に配慮したものとする。
- ・ 建物高さは現施設と同程度の約 20mとし、地下利用を含めて敷地の有効利用を行う。
- ・ 新施設敷地内の車両及び人の動線についても意識した配置計画とする。
- ・ 既存事務所棟、プラットホームを啓発施設などとして再利用することも検討する。

2. 動線計画

…資料編 P.34-39

- ・ 新施設の建設工事は、現施設を稼働・運営を継続して行うため、新施設建設工事期間中における動線は、現施設の稼働に影響をあたえないように計画する。また、新施設建設工事完了後、現施設を解体・撤去を行うことも考慮した計画とする。
- ・ 「開かれた施設づくり」の実現のため、敷地内の車両の動線及び人の動線を明確にし、安全でスムーズな敷地内通行が可能な計画とする。



検討の経過

当委員会では、現時点の段階における施設配置・動線計画の「指針」を示す。次年度以降、発注仕様書、基本設計図作成において、地下利用を含めた立体的な検討、付帯施設の配置・動線の検討、収集業務従事者への聴取など、詳細な検討の上、上記の「指針」に則り、施設配置・動線計画を決定するものとした。

生活環境影響調査計画

1. 調査計画

…資料編 P.40-44

- ・ 新施設における生活環境影響調査は、「廃棄物処理法」で定められた調査項目に留まらず、必要と考えられる項目について、調査・予測・評価を実施する。

検討の経過

東京都には「環境影響評価条例」という、全国で最も厳しい環境影響評価（環境アセスメント）の実施を定めた条例があるが、新施設の規模【120t/日】はその対象（200t/日以上）にならない。そのため、新施設においては、「廃棄物処理法」で定められた生活環境影響調査における調査項目（焼却施設においては大気質、騒音、振動、悪臭、水質）を行うことのみが義務付けられている。しかし、法令が整備されていなかった時代に厳しい生活環境影響評価を行った現施設建設の経緯を踏まえ、法令の範囲に留まらず、必要と考えられる項目について、調査・予測・評価を行うべきであるとして、調査項目等を選定した。

2. 実施スケジュール

	平成22年				平成23年												平成24年									
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
調査項目・調査方法等の検討	■	■	■																							
生活環境影響調査計画書の作成		■	■	■	■	■	■																			
現地調査(春季)							■	■																		
現地調査(夏季)									■	■	■															
現地調査(秋季)												■	■	■												
現地調査(冬季)														■	■	■										
現地調査(通年)							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■									
生活環境影響調査報告書の作成																			■	■	■					
報告書の公表																					■	■				
要求水準へ反映																						■	■			
モニタリング計画へ反映(周辺住民との調整)																							■	■	■	■

3. 調査項目

選定項目等		現地調査のみ実施する項目	調査・予測・評価項目（武蔵野方式）					
			: 必須項目（廃棄物処理法で定められた選定項目） : 自主的な選定項目（東京都環境影響評価条例で実施した項目） （参考：ふじみ衛生組合・練馬清掃工場） - : 都で実施したが今回見送る項目					
			工事中			供用後		
			施設の建設等	建設機械の稼働	工用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	ごみ収集車両等の走行
大気質	二酸化硫黄							
	浮遊粒子状物質							
	二酸化窒素							
	ダイオキシン類							
	塩化水素							
	粉じん							
	その他有害物質							- (1)
悪 臭								
騒音・振動								
低周波音								
水質汚濁								
土壌汚染								
地 盤								
地形・地質								
水 循 環								
生物・生態系								
日 影								
電波障害								- (2)
風環境								
景 観								
史跡・文化財								
自然との触れ合い活動の場								
廃 棄 物								
温室効果ガス								
地域社会								
緑の量・質								

(1) 別途、7物質（水銀・ベンゼン・アセトン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン・トルエン）の現地調査を実施し、現況と施設供用後の相違を見る。

(2) 東京タワーから東京スカイツリーにテレビ電波の発信元が変わるが、現在、送信スペックが未定。そのため、条件が確定した段階で別途実施することとし選定しない。

．新施設の建設に係る概算事業費及び事業手法

1 ．事業主体

…資料編 P.45-48

- ・ 市を事業主体とする。

検討の経過

市は、廃棄物処理法の定めるところにより市内におけるごみの処理を行う責任を負っている。そのため、現施設同様、市が建設から運営まで事業主体となり、不測の事態が生じた場合においても、その対応について市が主体的に判断して対応することで、周辺住民との信頼関係を損なうことなく、安全で安心なごみ処理サービスの継続を行うことが出来ることを確認した。

2 ．概算事業費

- ・ 新施設建設概算費用を 70 億円とする。（焼却処理：60 億円、不燃・粗大ごみ処理：10 億円）
但し、周辺整備費については別途計上する。
- ・ 循環型社会形成推進交付金を 25 億円とする。
（ 高効率発電の条件を満たした場合。条件を満たさない場合は 20 億円）

検討の経過

仕様の詳細について技術的な検討を行うのは翌年度以降であり、規模による一般的な建設費用を概算で算出した。白煙防止装置を設置せず、高効率なごみ発電を行う設備を設置することにより、通常 1 / 3 である循環型社会形成推進交付金の交付率を、発電に関わる設備について 1 / 2 とすることが可能である。新施設においては高効率発電に資する施設とするように検討することを確認した。

3 ．事業手法（整備運営）

…資料編 P.49-51

- ・ D B O（Design Build Operate）方式を採用する。

新施設の事業方式は民間事業者のノウハウ等を活用して効率的かつ効果的な事業実施を図るため、以下の条件を満たす D B O 方式を採用する。

資金調達：市で調達する。民間資金の活用はなし。

施設整備：市が建築主で建設工事を発注し、民間事業者が提案した施設案として整備する。

施設所有：市が所有する。

運転管理：民間事業者が運転管理をし、長期複数年契約とする。

検討の経過

国から循環型社会形成推進交付金を受け取った上で市債などを活用することで、民間資金を活用しない方が有利となることを確認した。その上で、市が建築主及び施設所有者となることで事業主体としての市の責任を明確にする。一方、現施設においては建設及び運営は別個に入札を行い、運営においては業務ごとの発注や単年度契約により各々の業務を実施する民間事業者のノウハウの活用が図りにくいという課題が生じている。新施設においては、この課題解決を図るため、建設から長期の運営等業務までを一括して発注、総合評価し事業者を選定する契約形態である D B O 方式の採用を確認した。

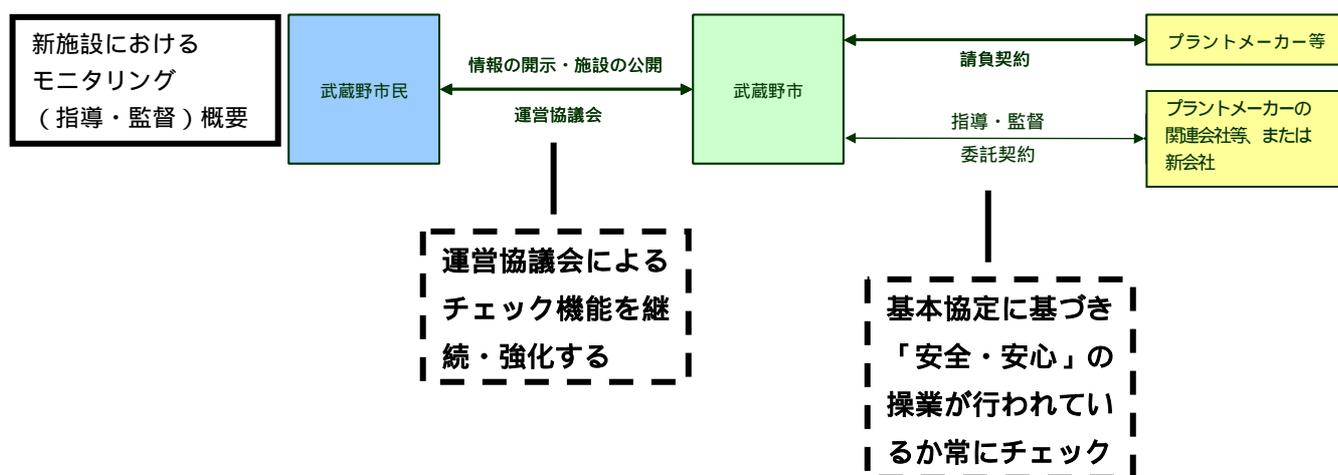
4 . モニタリング方法

...資料編 P.52-56

- ・ 安全に運転管理ができるよう施設稼働後のモニタリング方法についてマニュアル化を行う。市は担当部局を中心とし、技術・財務等の関係部局、外部アドバイザー等の協力を得てモニタリングを行う。
- ・ 施設の機械設備などが適正に維持されているかをP D C Aサイクルで確認する。
- ・ 平成 23 年度に実施する生活環境影響調査の結果を基礎資料に、環境影響の確認のためのモニタリングを継続する。

検討の経過

- ・ 前項より、新施設の事業方式を民間事業者のノウハウ等を活用して効率的かつ効果的な事業実施を図るため、D B O方式を採用することとしたが、事業者が適正に運転管理を行っているか、モニタリング方式でチェックする必要がある。長期間の運営等業務を一括して行う中、市の担当者が代わっても、モニタリング方法をマニュアル化することで、運転管理が適正に行われていることが確認できる。周辺住民に対し、「安全・安心」を担保することは前提条件であり、市は担当部局を中心とし、技術・財務等の関係部局、外部アドバイザー等の協力を得てモニタリングを行うことで、D B O方式を採用しても市の責任体制が明確であることを確認した。
- ・ 施設の機械設備などが適正に維持されているかの確認については、P D C Aサイクルに基づき、事業者から出される長期修繕計画に基づき、工場内の設備機器類について、事業者及び市で定期的に点検をし、設備機器類の機能及び状態の確認を行い、毎年度の改修計画に反映し適切な維持管理を図ることを確認した。
- ・ 新施設稼働後は、平成 23 年度に実施する生活環境影響調査の結果を基礎資料とし、井の頭小学校などで定期的に一般大気などの調査を実施し、環境影響の確認のためのモニタリングを継続することを確認した。



‘ まちに溶け込む次世代型市民施設 ’

- 施設・まちづくりの基本的な考え方 新クリーンセンターが“エコ”でつなく周辺まちづくり -
 今回の施設・まちづくりをより広い視野で捉えて、市役所北エリア・緑町三丁目・NTT研究所・体育館・市役所・緑町パークタウンなどを含む周辺一帯を、環境共生型の都市生活を実現するシンボルゾーン(低炭素社会に対応した地域形成)と位置づけて、それにふさわしい施設・まちづくりを行う。

(1) 環境にやさしい施設「次世代型市民施設(エコセンター)」をつくる

- ・新クリーンセンターを「エコセンター(仮称)」と位置づけ、廃熱を可能な限り再利用することを実現する。
- ・地球温暖化を考える「エコプラザ(仮称)」を設置する
- ・新クリーンセンターからの排ガスや騒音・振動、悪臭等による周辺への影響の軽減を図る。
- ・クリーンセンター周辺は、本市において緑多い地域であり、さらに緑の環境整備を進める。

(2) 新クリーンセンターと防災

- ・新クリーンセンター周辺と広域避難場所
- ・新クリーンセンターと災害ごみ処理

(3) 新クリーンセンターを核とするまちづくり

- ・緑豊かな「環境共生・生活文化創造都市むさしの」の中核となるシンボルゾーン
- ・地域力を活用したまちをつくる
- ・市民の様々な活動に寄与するスペース・エリアとする。
- ・新たなライフスタイルや活動の後押しができるような仕組みをつくる。
- ・新たな雇用創出に寄与するようなまちをつくる。
- ・新クリーンセンターは地域に開かれたオープンな施設・エリアとする。
- ・スポーツ施設やコミセンと周辺住宅をつなぐ、多くの市民が触れ合うことのできるコミュニティスペースを創出する。

検討の経過

「まちづくり検討委員会」において、「‘ まちに溶け込む次世代型市民施設 ’」= 「‘(仮称)新武蔵野クリーンセンター’」は、環境面、安全面、効率面、そして周辺地域のまちづくり面などについて、そのいずれをも保障しつつ、現クリーンセンターよりさらに市民に親しまれ、まちと共に在り、プラスを創造する高次元な施設であるべきとする。」と提言された。この‘ まちに溶け込む次世代型市民施設 ’のイメージを具体化するため、当委員会及び協議会において、共通コンセプトとして議論を進めてきた。当委員会では、施設の基本仕様を一つ一つ積み上げてきた中で、「‘ まちに溶け込む次世代型市民施設 ’」について最終的な施設イメージを検討することとした。

一方、協議会において、施設・周辺整備の検討を進める中、最終的な施設イメージを固めてきた。そのため、当委員会及び協議会において、この間、合同意見交換会を開催し、共有化を図ってきた。

その結果を踏まえ、この章において当委員会及び協議会の共通項としてまとめたものである。上記の施設イメージを基に、次年度以降の発注仕様書、基本設計図作成において具体化を進めてもらいたい。

．‘ まちに溶け込む次世代型市民施設 ’（暫定）

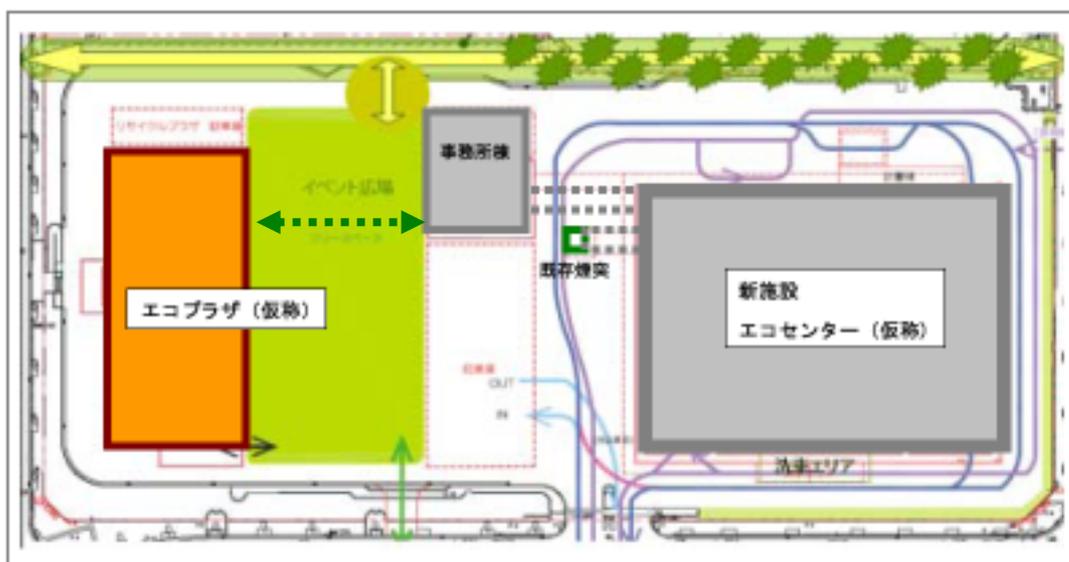
検討の経過

「まちづくり検討委員会」において、「‘ まちに溶け込む次世代型市民施設 ’」＝「‘（仮称）新武蔵野クリーンセンター’」は、環境面、安全面、効率面、そして周辺地域のまちづくり面などについて、そのいずれをも保障しつつ、現クリーンセンターよりさらに市民に親しまれ、まちと共に在り、プラスを創造する高次な施設であるべきとする。」と提言された。この‘ まちに溶け込む次世代型市民施設 ’のイメージを具体化するため、当委員会及び協議会において、共通コンセプトとして議論を進めてきた。当委員会では、施設の基本仕様を一つ一つ積み上げてきた中で、「‘ まちに溶け込む次世代型市民施設 ’」としての最終的な施設イメージを検討することとした。

一方、協議会において、施設・周辺整備の検討を進める中、最終的な施設イメージを固めてきた。そのため、当委員会及び協議会において、この間、合同意見交換会を開催し、共有化を図ってきた。

その結果を踏まえ、この章において当委員会及び協議会の共通項としてまとめたものである。下記の施設イメージを基に、次年度以降の発注仕様書、基本設計図作成において具体化を進めるものとした。

エコな観点から施設整備イメージ



- 新クリーンセンターを‘エコセンター（仮称）’と位置付け、排熱を可能な限り再利用することを實現する
- 環境への配慮から、事務所棟およびプラットホームを再利用し、地球温暖化を考える‘エコプラザ（仮称）’を整備する。
- 環境への配慮から、既存煙突を再利用し、従前からの景観を保持できるようにデザインする。
- できる限り既存樹木を保存し、さらに緑の充実を図るとともに、敷地の四周には緑による緩衝帯を設置する。
- 新クリーンセンターのデザインは、開口部（窓）を多く取り入れ、明るく開放的な施設イメージとする。
- ‘エコセンター（仮称）’と‘エコプラザ（仮称）’の間に、‘イベント広場’として、足湯なども設け、市民の憩いの場とする。